

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一六年一二月一日法律第一四六号)

一、提案理由(平成一六年一二月四日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

特別職の国家公務員の給与につきましては、本年度の公務員の給与改定に関する閣議決定に基づき、内閣官房長官主宰の有識者懇談会の報告を踏まえ、見直しを行っております。本法律案は、この見直しの結果、特別職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、審議会等の常勤委員等について、俸給月額を引き下げること、兼業をしている場合の給与日額化の範囲を拡大すること等としております。

第二に、特別職の職員の給与体系を見直し、一部のクラスの俸給月額を廃止することとしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

……………(略)……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一六年一二月一日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、審議会等の常勤委員等について俸給月額の引き下げを行うとともに、特別職の職員の給与体系を見直し、一部のクラスの俸給月額を廃止すること等を行おうとするものであります。

……………(略)……………

両案は、去る十一月四日日本委員会に付託され、同日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。同月九日両案について質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成一六年一二月九日)

木村仁君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、審議会等の常勤委員等について俸給月額を引き下げ、兼業をしている場合の給与の日額化の範囲を拡大するとともに、特別職職員の給与体系の見直し等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、幹部公務員給与の見直しの経緯と改正趣旨、審議会委員の選任の在り方、独立行政法人職員の給与実態、公務災害認定におけるメンタルヘルスへの配慮等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。